

令和 8 年度別府港風向風速計撤去

特 記 仕 様 書

令和 8 年 8 月

国土交通省九州地方整備局
別府港湾・空港整備事務所

1. 業務概要

本業務は、別府港内に設置されている風向風速計の撤去を行うものである。

2. 履行期間

契約締結日から令和8年10月30日までとする。

3. 履行場所

観測局：宇和島運輸（屋上）

監視局：別府港湾・空港整備事務所

4. 業務内容

工 種 名 称	業 務 内 容	単 位	数 量	備 考
風向風速計撤去	撤去	式	1	

5. 業務仕様

5－1 風向風速計撤去

既設風向風速計撤去を行い、処分するものとする。

なお、撤去不能となった場合等は、調査職員と協議するものとする。

また、この場合、履行期間の末日までに変更契約する場合がある。

1) 風向風速計 KVS-301

①数量 1 台

2) 無停電電源装置

①寸法 H225×W172× D439mm（既存筐体に収納可能なこと）

②数量 1 台

6. 検 査

本仕様書のとおり実施されたことの確認をもって検査とする。

7. その他

7－1 履行にあたっては、既存構造物に損傷を与えないよう十分留意しなければならない。なお、既存構造物に損傷を与えた場合は、受注者の責任において原型復旧を行うものとする。

7－2 本業務において現場条件により変更が生じた場合は、調査職員と別途協議するものとする。

7－3 観測局の立入にあたっては、脚立等を使い安全に十分に留意し出入りするものとする。